

# 山梨県公報

号外第四十五号

平成二十七年

七月十日

金 曜 日

## 目 次

### 教育委員会

○山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の仕事の職の設置に関する規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則

○教育次長等専決規程の一部を改正する訓令

### 人事委員会

○山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

## 教育委員会

### 山梨県教育委員会規則第十一号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年七月十日

山梨県教育委員会

委員長 石 川 洋 司

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則

(山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部改正)

**第一条** 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則(昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「つかさどり」の下に「、政策企画監」を加える。

別表第一県教育委員会事務局の項中「学力向上対策監」の下に「、政策企画監」を加える。

(山梨県教育庁組織規則の一部改正)

**第二条** 山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「企画調整主幹」の下に「、政策企画監」を加える。

### 附 則

この規則は、平成二十七年七月十三日から施行する。

### 山梨県教育委員会教育長訓令甲第三号

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年七月十日

山梨県教育委員会

教育長 阿 部 邦 彦

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令

教育次長等専決規程(昭和三十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「企画調整主幹」の下に「、政策企画監」を加える。

### 附 則

この訓令は、平成二十七年七月十三日から施行する。

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第十六号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年七月十日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第十二知事の事務部局の部本庁の項中「政策企画監 指導検査監」を「指導検査監」に、「安全対策監」を「政策企画監」に改める。

「政策企画監」

「安全対策監」

「政策企画監」

別表第十二教育委員会事務局の部本庁の項中「人事管理監」を  
人事管理監」に改め  
る。  
**附 則**

この規則は、平成二十七年七月十三日から施行する。